

# 仕様書

## 1 件名

建設業安全衛生教育センター 3号館（宿泊棟）2階・3階網戸交換工事

## 2 施工場所等

名称： 建設業安全衛生教育センター

住所等： 〒285-0003 佐倉市飯野 852

連絡先： 043-486-1321

担当職員： 管理課長 川田（かわだ）

監督職員： 千葉労働局 総務部総務課 会計第三係長 野口（のぐち）

住所等： 〒260-8612 千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第2地方合同庁舎 2階

連絡先： 043-221-4311

## 3 施工時期

令和7年2月28日（金曜日）まで

ただし、可能な限り速やかに施工を行うこと。

## 4 工事概要

建設業安全衛生教育センター3号館（宿泊棟）において、2階、3階の網戸が壊れており、研修受講生宿泊室等として利用する際に支障を来しているため、網戸を交換すること。

## 5 納入範囲

材料手間運搬等一式請負とする。また、工事により排出した廃棄物の処分についても工事範囲に含む。

## 6 施工条件

(1) 公共建築改修工事標準仕様書に準じて施工を行うこと。

- (2) 本件作業に必要な資格を有する者が監督し施工すること。
- (3) 工事用車両の駐車場及び資機材等の置き場所は、原則として敷地内とする。
- (4) 施工に当たり、必要な養生を施し安全確保に努めること。
- (5) 施工完了後は発生した廃材、ごみ等を回収し適正に処分すること。
- (6) 施工可能日は、土日祝日の午前9時から午後5時までとする。ただし、建設業安全衛生教育センター担当者の了承を得た場合はこの限りではない。

## 7 仕様等

- (1) 以下を参考に、建設業安全衛生教育センター3号館（宿泊棟）の2階、3階の網戸を取り外し、窓の室内側に新しい網戸を設置すること。

### 【交換対象箇所】

2階 研修受講生宿泊室窓 26部屋

参考商品 セキイ アコーデオン網戸 アルマーデⅢ 標準タイプ  
両引き W1,580×H1,530 カラー：ブロンズ

トイレ窓 3箇所

参考商品 セキイ アコーデオン網戸 アルマーデⅢ 標準タイプ  
両引き W1,580×H1,100 カラー：ブロンズ

談話室 2箇所

参考商品 セキイ アコーデオン網戸 アルマーデⅢ 標準タイプ  
両引き W1,580×H1,530 カラー：ブロンズ

3階 研修受講生宿泊室窓 27部屋

参考商品 セキイ アコーデオン網戸 アルマーデⅢ 標準タイプ  
両引き W1,580×H1,530 カラー：ブロンズ

トイレ窓 3箇所

参考商品 セキイ アコーデオン網戸 アルマーデⅢ 標準タイプ  
両引き W1,580×H1,100 カラー：ブロンズ

談話室 1箇所

参考商品 セキイ アコーデオン網戸 アルマーデⅢ 標準タイプ  
両引き W1,580×H1,530 カラー：ブロンズ

- (2) 施工後は、調整等により窓枠と網戸に隙間が生じないようにすること。

## 8 留意事項

- (1) 契約後は、施工に際し知りえた秘密・情報等は、漏らしてはならない（守秘義務）。
- (2) 工事完了後は、千葉労働局検査職員の検査を受け、合格しなければならない。
- (3) 入札書提出前に可能な限り現地確認を実施し、本件工事に必要となる部材等の確

認や現場担当者から仕様の確認を行うこと。現地確認せず見積書を提出し契約締結した場合、契約後の仕様等の不明を理由とした契約変更、解除は認められないので十分留意すること。

なお、確認の際は事前に「2」の担当者へ連絡し、承諾を得ること。

- (4) 事前確認時及び工事の際は来庁者、職員等の妨げにならないよう細心の注意を払うこと。
- (5) 工事により、予測できない工事箇所が判明し、見積金額を上回る費用が発生する場合は、必ず施工前に千葉労働局へ連絡し協議を行うこと。
- (6) 工事完了後に工事前、工事中、工事後の写真を添付した「完了報告書(任意様式)」を作成し提出すること。また、宛名を「支出負担行為担当官 千葉労働局総務部長」とすること。

## 9 再委託

- (1) 業務実施にあたり、委託業務の全部を第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3項に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 業務の一部について再委託する場合には、受託者はあらかじめ再委託先の相手方の名称及び所在地、再委託する業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について、様式1「再委託承認申請書」を作成し、千葉労働局総務部総務課会計第二係へ申請し、承認を得ること。但し、当該再委託金額が50万円未満のときはこの限りではない。
- (3) 再委託先から更に第三者に委託が行われる場合は、履行体制を把握するために、当該第三者の名称及び所在地、委託をする業務の範囲等を記載した様式3「履行体制図」を提出すること。
- (4) 再委託又は履行体制について変更をするときは、速やかに様式2「再委託に係る変更承認申請書」または様式4「履行体制図変更届出書」を提出し承認を得ること。
- (5) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

## 10 支払い・その他

- (1) 全ての業務の完了後、千葉労働局検査職員の検査に合格し、適正な請求書を受理してから30日以内に、契約業者指定の銀行口座に振り込み支払うこととする。
- (2) 請求書には件名、宛名、契約者住所・代表者名、金額を標記すること。
- (3) 請求書の宛名は「**官署支出官 千葉労働局長**」とすること。
- (4) 期限内に作業を完了し難い場合には、その事由を記して期限内に延期の申し出をすることができる。この場合、契約担当官等はその申し出が正当であると認めるときは、遅滞料を徴したうえで作業日時の延期を許可することができる。遅滞料

は期限の翌日より起算し、契約金額に対し年3.0%に相当する金額とし、契約金額から差し引くこととする。ただし、遅滞が天災地変等の不可抗力によるものであると、契約担当官等が認めたときはこの限りではない。

- (5) その他、本仕様及び資料に定めがない事項等、疑義が生じた場合は、11契約担当者まで問い合わせること。

#### 11 契約担当者

千葉労働局 総務部総務課 会計第二係 神河 (かみかわ)

〒260-8612 千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第2 地方合同庁舎 2階

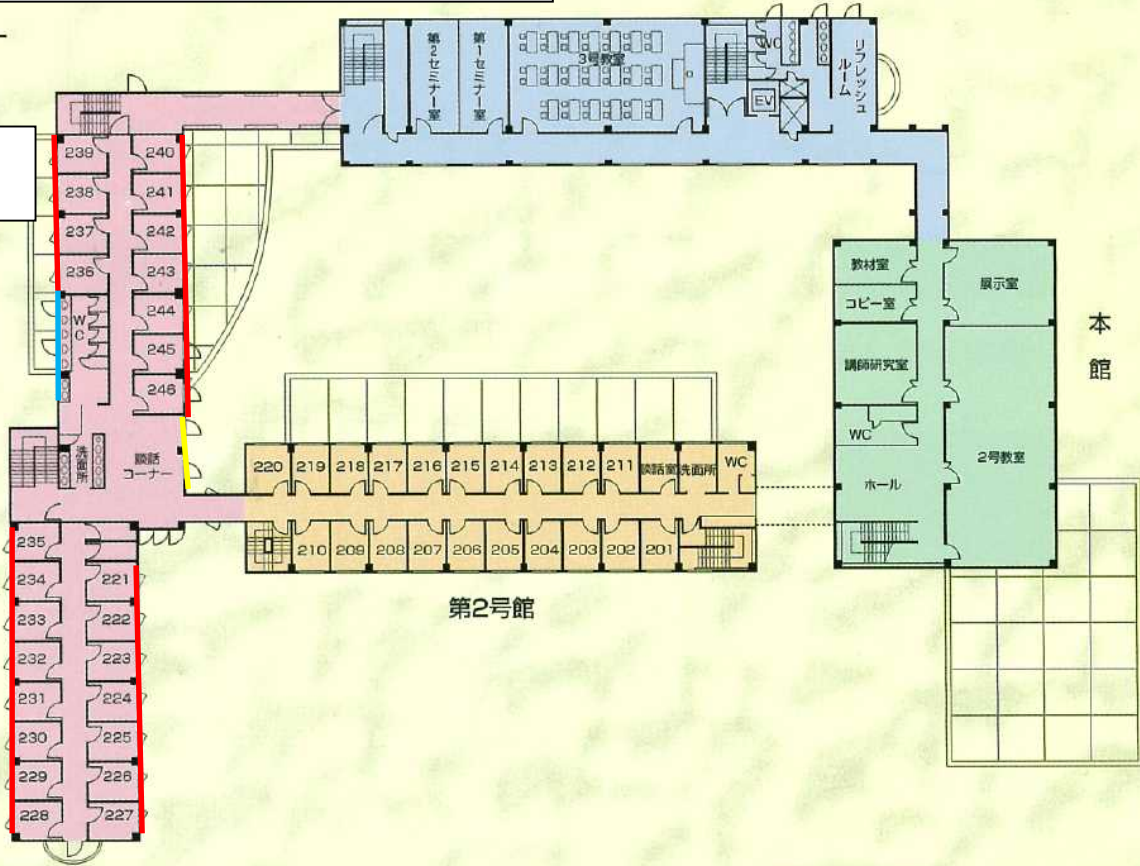
TEL 043-221-4311 Mail [kamikawa-masahiko@mhlw.go.jp](mailto:kamikawa-masahiko@mhlw.go.jp)

建設業安全衛生教育センター 平面図

第1号館

2階

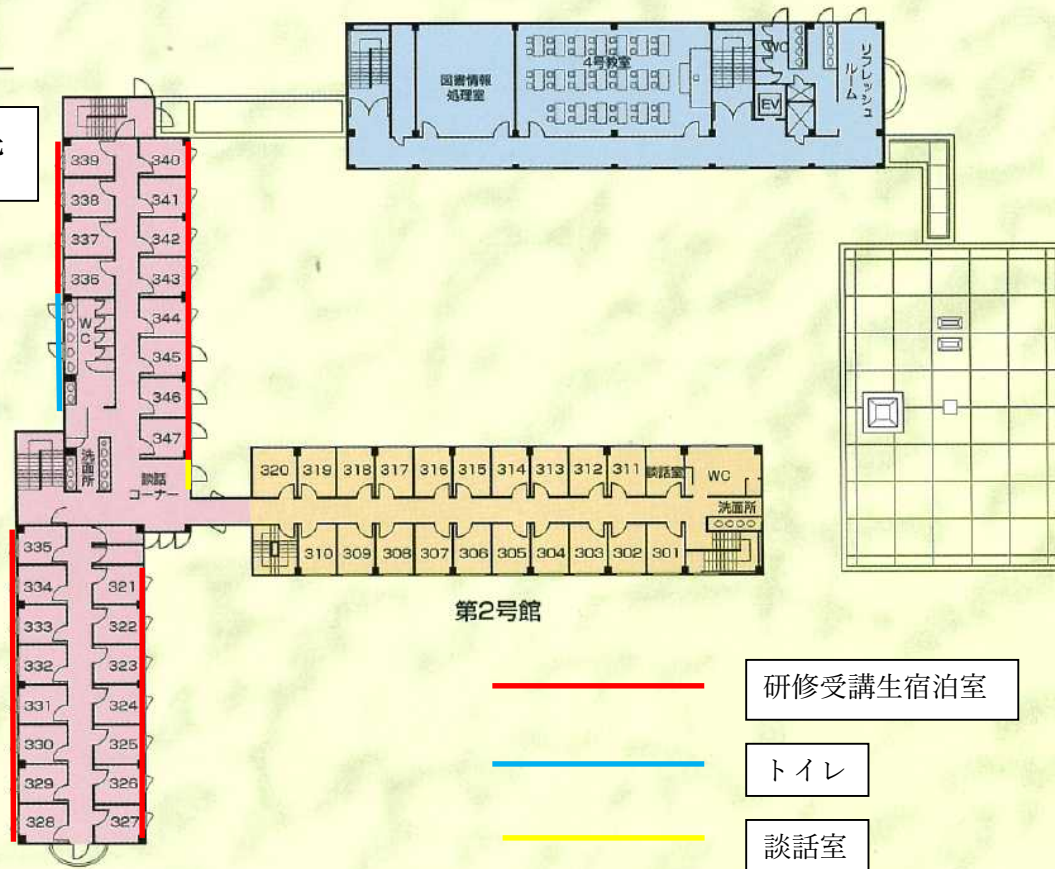
第3号館



第1号館

3階

第3号館



研修受講生宿泊室

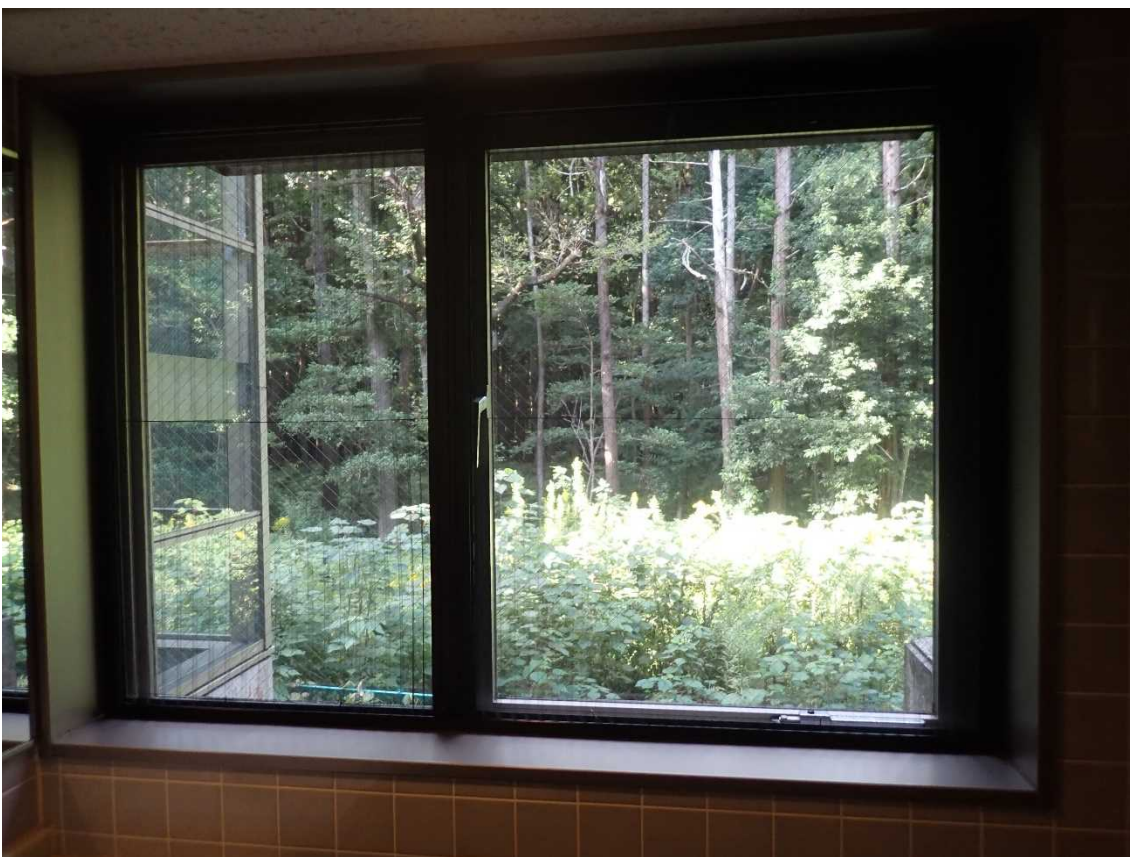
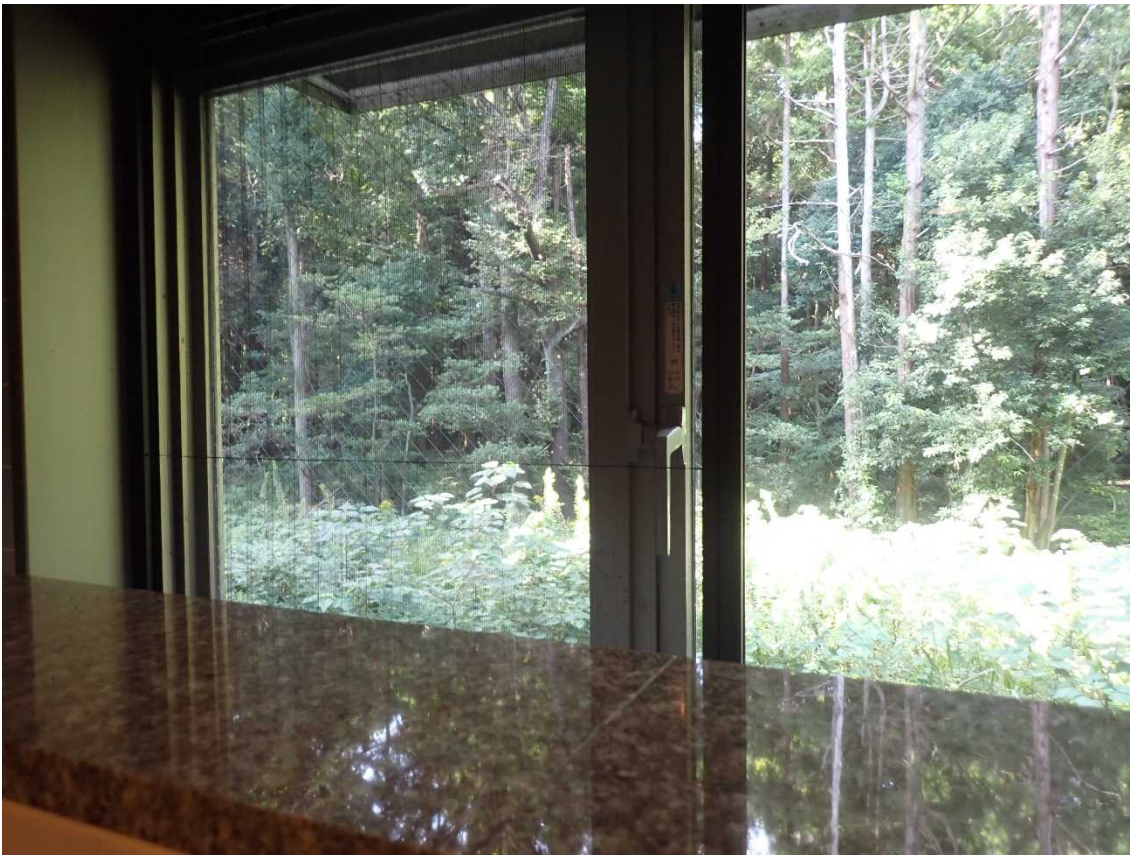
トイレ

談話室

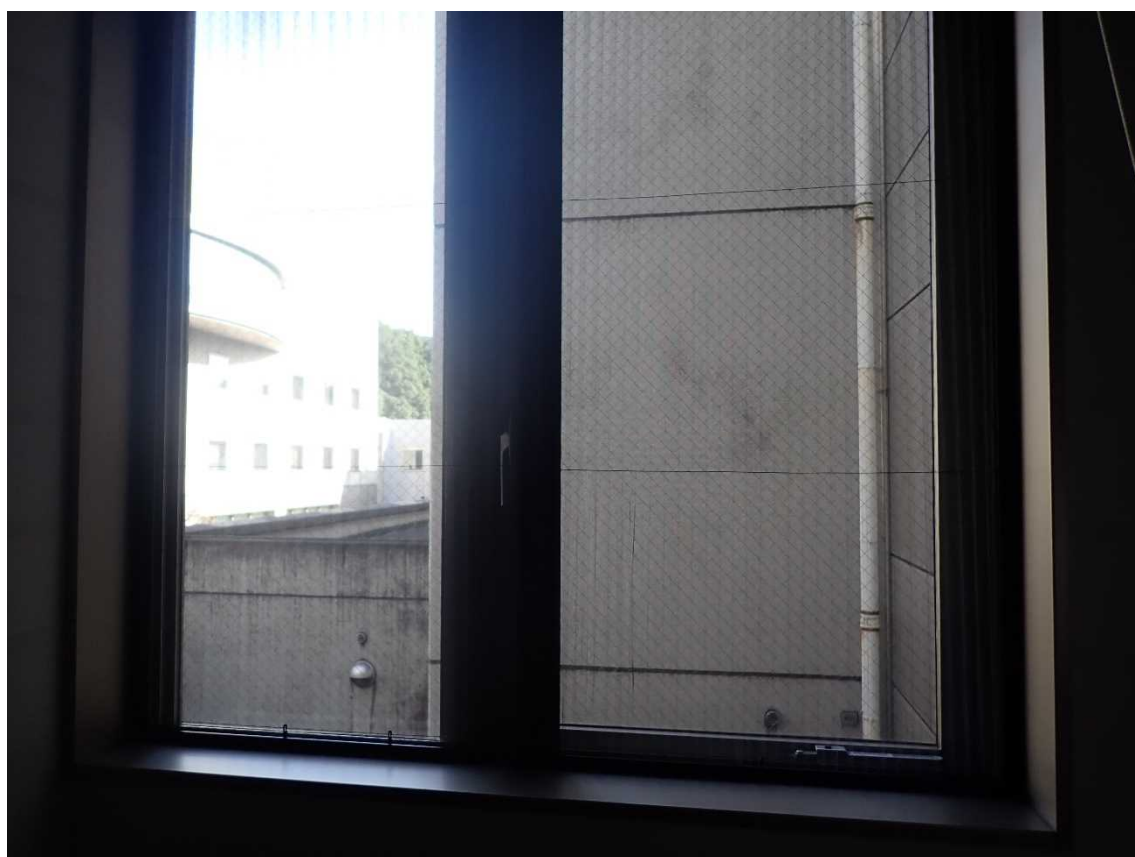
研修生宿泊室



トイレ



談話室





支出負担行為担当官  
千葉労働局総務部長 殿

所在地：  
名 称：  
代表者氏名：

## 再委託承認申請書

標記について、下記のとおり申請いたします。

記

件名「建設業安全衛生教育センター 3号館（宿泊棟）2階・3階網戸交換工事」

1. 再委託業者名称
2. 再委託業者所在地
3. 再委託の業務範囲
4. 再委託金額
5. 再委託を行う合理的理由
6. その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官  
千葉労働局総務部長 殿

所在地：  
名 称：  
代表者氏名：

## 再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

### 記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官  
千葉労働局総務部長 殿

所在地：  
名称：  
代表者氏名：

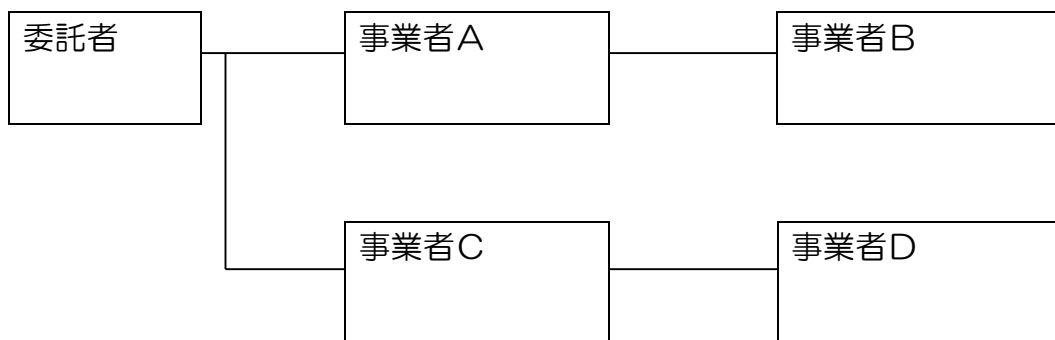
## 履行体制図

標記について、履行体制について下記のとおり提出いたします。

記

件名「建設業安全衛生教育センター 3号館（宿泊棟）2階・3階網戸交換工事」

	事業者名称	所在地	契約金額	業務の範囲
A				
B				
C				
D				



支出負担行為担当官  
千葉労働局総務部長 殿

所在地：  
名 称：  
代表者氏名：

### 履行体制図変更届出書

標記について、履行体制の変更について下記のとおり届け出します。

#### 記

1. 契約件名「建設業安全衛生教育センター 3号館（宿泊棟）2階・3階網戸交換工事」
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

